

平成25年 3月 1日

東 亜 道 路 健 康 保 険 組 合
理 事 長 安 崎 裕

任意継続被保険者の標準報酬について

標記について、下記のとおり公示します。

- (1) 健康保険法第47条第1項第2号の規定による平成24年9月30日における
全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額

430,426 円

- (2) (1) の額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなした場合の標準
報酬及びその適用年度

標準報酬月額	440,000 円
標準報酬日額	14,670 円
適用年月日	自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日